

教 小 第 6 5 5 号

平成 2 4 年 3 月 1 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

在外教育施設派遣教員の研修期間中の給与に関する処遇について（通知）

在外教育施設派遣教員の在勤公署については、平成 2 4 年 4 月 1 日から別紙のとおり取扱いを変更し、在外教育施設派遣教員に支給している給与のうち、地域手当を支給対象外とすることとしましたので通知します。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下市町村立小・中学校長への周知をお願いします。

なお、取扱いの変更に伴う給与事務の手続きについては、教職員課から在外教育施設派遣教員の所属する学校長あて別途通知します。

担当 小中学校人事課 総務・定数管理担当

（電話 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 3 5）

(別紙)

在外教育施設派遣教員の研修期間中の在勤公署の取扱いを以下のとおり変更し、在外教育施設派遣教員を地域手当の支給対象外とする。

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の二に係る在外教育施設派遣教員（在外教育施設派遣教員規則（昭和五十六年文部省訓令第二十七号）に基づき、在外教育施設に派遣される教員をいう。）の在勤公署の取扱いについて

1 在外教育施設派遣教員の在勤公署

在外教育施設派遣教員にあつては、研修先の在外教育施設を在勤校とし、国内所属校を在籍校とする。

2 在外教育施設派遣教員の在勤公署を1のとおりに取扱う期間

在外教育施設派遣教員が文部科学大臣から在外派遣教員として委嘱された期間のうち、当該教員が在外教育施設在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在外教育施設在勤地を出発する日の前日までとする。

3 施行日

平成24年4月1日